

一般社団法人日本ロボット学会 大規模災害時の活動指針に関する規程

2020年 8月 13日 理事会制定

(目的)

第1条 大規模災害発生時の本会の安全な会務運営を期するための活動指針を示す。

(適用対象)

第2条 当学会の運営に係る理事会・委員会等の活動、主催行事の実施、事務局職員の活動を適用対象とする。

(大規模災害)

第3条 大規模災害として、パンデミックレベルの感染災害、都市機能喪失レベルの広域大規模地震、津波、火災、台風などの災害を想定する。

(指針に伴う活動の判断責任者)

第4条 当学会活動拠点の該当地域での活動に関する判断責任者を次のように定める。

- ・理事会運営：会長
 - ・各種委員会運営：委員会の長
 - ・主催行事の実施：実行委員長、行事主催責任者
 - ・事務局活動：事務局長
- 2) 判断責任分担は、原則第1項記載とするが、該当地域での災害状況により、該当責任者による活動判断が難しい場合は、該当責任者は学会に対し判断を求めることができる。
- 3) 学術講演会開催判断等、長期間先(3か月から半年オーダー)の明確な災害状況把握ができない事業については、学会が判断を下す。

(感染災害に対する活動指針)

第5条 添付資料の「感染災害活動基準」に準じ、当学会活動拠点の該当地域の感染警戒レベルに対応して、当学会の活動を管理する。

- 2) 感染災害活動基準に掲載の該当地域の感染警戒レベルについては、原則、国もしくは該当地域の自治体が発する指示に基づくが、感染状況の急変に当たり国もしくは該当地域の自治体からの明確な感染警戒レベルの指示がない場合は、一般報道等の情報に基づき、会長が学会判断としての感染警戒レベルを発するものとする。
- 3) 感染警戒レベルの変更があった場合は、学会HPでの告知及び会員向けMail配信により、新たな感染警戒レベル及びそれに該当する学会活動の指針を提示する。
- 4) 長期間先(3か月から半年オーダー)の明確な感染災害状況把握ができない事業については、学会として予め活動制限期間を定める。

(事務局員のテレワーク)

第6条 大規模災害への対応として、事務局員の在宅勤務が必要となった場合は、「D-16：日本ロボット学会事務局テレワーク勤務要領」に定めるところに従うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

付 則

1. 本規程は2020年8月13日より施行する。

本文書は「大規模災害時の活動指針に関する規程」の正文であることを確認する。

2020年8月13日

署名

印

日本ロボット学会：感染災害活動基準

該当地域の感染警戒レベル					
レベル	0	1	2	3	4
定義	問題なし	要注意： 該当地域に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮が必要な場合。	警戒/感染観察： 該当地域が感染観察都道府県となった場合。感染が拡大し、緊急事態宣言が出される可能性が高まっている場合。	高度警戒/拡大感染注意： 該当地域が感染拡大注意都道府県となった場合。該当地域内における集団感染、感染経路不明者の増加等、感染が急拡大し、該当地域から各種施設への自粛要請が行われている場合。	緊急事態： 該当地域が特定（警戒）都道府県となった場合。国の緊急事態宣言により、国や都による一斉休校要請のある場合、キャンパス内の複数部局で感染者の発生又はクラスター感染の発生がある場合、など。
事務局員の事務局内執務	・特に制限無し	・感染拡大防止に留意して通常勤務	・可能な限り在宅勤務 ・時差出勤等の感染対策実施	・原則在宅勤務（事務局での執務が必須の業務を除く） ・事務局出勤可能日数：2日/週以下 ・時差出勤等の感染対策実施	・原則在宅勤務（事務局での執務が必須の業務を除く） ・事務局出勤可能日数：1日/週以下 ・時差出勤等の感染対策実施
事務局員の事務局外業務（セミナー会場の準備等）	・特に制限無し	・感染拡大防止に留意して通常業務実施		原則事務局外業務は実施しない	
会議・委員会のための関係者の出張参加（行き先が該当地域）	・特に制限無し	・注意して出張参加可	・不要不急の出張参加を自粛 ・パンデミック災害発生時において、海外からの帰国者は、帰国後、必要待機期間は出張参加禁止	・原則出張参加禁止 ・パンデミック災害発生時において、海外からの帰国者は、帰国後、必要待機期間は出張参加禁止	・全ての出張参加を禁止
理事会・委員会等の会議	・特に制限無し	・感染防止対策の上、対面会議可 ・会議室容量の半分以下の参加員数に制限する	・可能な限りオンライン会議	・原則オンライン会議のみ可	・対面会議禁止/ オンライン会議のみ可
定時総会	・特に制限無し	・感染拡大防止に留意して通常開催 ・会議室容量の半分以下の参加員数に制限する	・定時総会をオンラインで実施 ・全代議員より委任状を取得		
経営報告会	・特に制限無し	・学術講演会開催地での経営報告会の開催を中止；報告案件を代議員に到達			
学術講演会	・特に制限無し	・3月時点で学会として、半年後（9月）現在でレベル2以上になると判断した場合は、現地開催を行わない（オンライン開催、延期もしくは中止を検討） ・現地開催を行う場合は、会議室容量の半分以下の参加員数に制限する			
セミナー	・特に制限無し	・学会として定めるレベル2以上になると推定される制限期間内では、現地開催を行わない（オンライン開催、延期もしくは中止を検討） ・現地開催を行う場合は、感染拡大防止に留意し、会議室容量の半分以下の参加員数に制限する			